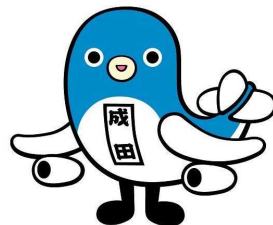


生活保護のしおり

生活保護とは…

日本国憲法第25条の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という考え方に基づいて、病気やいろいろな事情により、生活に困っている人に対して、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分の力、または他の方法で生活できるようになるまで、手助けすることを目的とした生活保護法に基づく制度です。



成田市役所
社会福祉課

生活保護を受ける前に

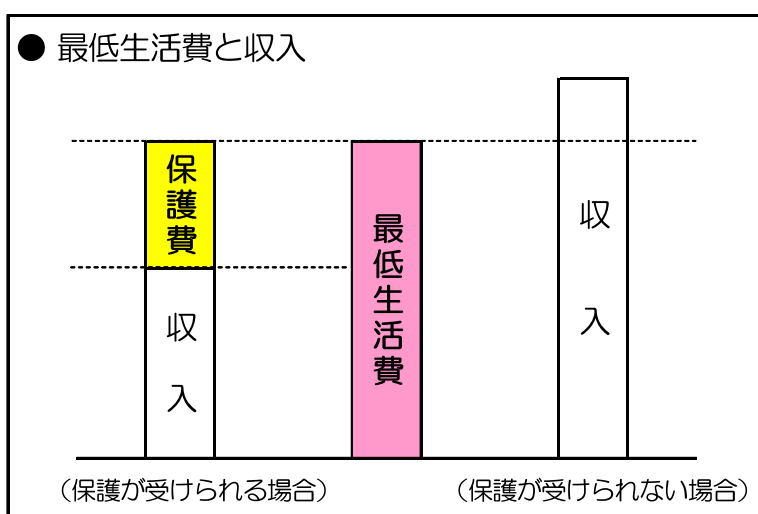
生活保護法では、同一の生計を営む「世帯※」を単位とします。

世帯が生活に困っている場合に、次のようなあらゆる努力をしてもなお、自力で生活できないときには、差別することなく、生活保護を受けられます。

(※生活保護上の世帯とは、住民票・内縁関係にかかわらず、実際に一緒に生活している者をいいます。)

1. 働ける人は、能力に応じて働いてください。
2. 所有または利用が認められていない資産（不動産・自動車・貴金属など）については、売ったり貸したりするなど、生活のために利用してください。
なお、居住用不動産をお持ちの高齢の方は、不動産を担保にした貸付制度を利用していただく場合があります。
3. 民法上の扶養義務者である親・子・兄弟姉妹などから援助が受けられる場合は、できるだけ援助してもらうように努力してください。
※生活保護申請の審査期間中および生活保護の受給期間中は、扶養義務者に対し、援助の可否について照会を行うことがあります。ただし照会は、原則扶養義務の履行が期待できるものか否かについて検討したうえで行われます。同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。
4. 現在保有している預貯金・生命保険、他の制度によって支給される年金・手当、また、他の法律や制度による保証・援助など、いずれかを受けることができる場合は、すべて生活のために利用してください。

保護を受けられる基準



国が定める最低限度の生活を営むために必要な費用（最低生活費）と、世帯の収入をくらべて、世帯の収入が最低生活費以下の場合に生活保護の対象となり、不足分を生活保護費として支給します。

(申請の際は、申請日時点での預金等も収入と判断します。)

生活保護の種類と内容

生活保護には次の8種類があり、国が定めた基準で、世帯の状況に応じて受けられることになっています。障がいのある方や子どもを養育している方などには、加算が付く場合があります。

- 1 生活扶助…食べるもの、着るもの、光熱水費など日常生活を営むうえでの基本的な費用
- 2 住宅扶助…家賃、地代、家屋補修などの費用
- 3 教育扶助…義務教育に必要な学用品、給食費などの費用
- 4 医療扶助…病気やけがを治療するため、通院・入院した場合などの費用（6ページに「病院のかかりかた」の説明がありますので、よく読んでください。）
- 5 介護扶助…介護保険のサービスを受ける費用
- 6 出産扶助…お産をするための費用（助産制度が優先）
- 7 生業扶助…高校に就学する費用、技能を身につける費用、就職の支度をする費用
- 8 葬祭扶助…火葬などの費用

この他にも、小・中学校の入学準備費用、常時失禁者紙おむつ代など、臨時的な需要に応じるための一時扶助があります。

※ これら各扶助には、支給限度額があり、これを超えた場合は自己負担が発生したり、支給が見送られたりすることがあります。また、支給のために一定の条件を満たす必要があるものもありますので、事前に地区担当員に相談してください。（見積書や契約書などが必要なときがあります。）

※ 安定した職業についてした場合などで保護を必要としなくなった際に、就労自立給付金が受給できる場合があります。

生活保護を受けると

◎ 使えなくなるもの

国民健康保険証、国民健康保険組合の保険証、後期高齢者医療保険証、子ども医療費助成受給券、準要保護就学援助

※ 国民健康保険以外の会社などの健康保険証は、引き続き使えます。

◎ 免除・減免されるもの（手続きが必要です。）

住民税、固定資産税、国民年金保険料、NHK放送受信料、県営水道料金、保育園・幼稚園の保育料、し尿のくみ取り費用、各種証明の手数料、福祉サービス利用料など

生活保護の相談と申請

相 談

生活保護の相談は、社会福祉課へおいでください。

病気などで来られない場合は、身内や親類で事情のわかる方がおいでください。やむを得ない場合は、地区民生委員に相談するか、電話にて連絡してください。

申 請

申請書および必要書類の提出手続きをしていただきます。なお、申請はご本人か扶養義務者、またはその他の同居の親族が行えます。

調査・決定

調 査

生活保護の申請を受けますと、住居の確認や生活の状況等について具体的に知るために、地区担当員が家庭訪問をします。また、生活保護を決めるため、必要なことをいろいろおたずねいたしますので、ありのままをお話しいただき、また、指示のあった書類等を提出してください。調査に協力いただけない場合は、生活保護を受けられないことがあります。

なお、次のような調査を行います。

- ・ 銀行・郵便局等にある預貯金や取引の状況について
- ・ 扶養義務者に扶養・援助について
- ・ 生命保険会社に生命保険の加入状況について
- ・ 不動産やその他の資産について
- ・ 通院先に健康状態について
- ・ 現在および過去の勤務先に就労状況について

その他必要に応じて関係先に調査します。

決 定

調査をした後、生活保護を受けられるか（開始）、受けられないか（却下）の通知をします。

※ 申請手続きから14日以内、特別な場合は30日以内に理由をつけて通知します。

※ 生活保護は申請した日より前にさかのぼって受けることはできません。

権 利

1. 生活保護を受けた場合、決定された保護金品は正当な理由が無ければ不利益に止められたり、減らされたりすることはありません。
2. 支給された保護金品に対しては、税金はかかりません。
3. 支給された保護金品や、これを受ける権利を差し押さえられることはありません。

義 務

1. 保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。
2. 働くことのできる人は自分の能力に応じて働き、むだな支出をさけ、生活の維持・向上に努めてください。働いている場合は、適切に申告すると、基礎控除というものがあり、自身で使える生活費が多くなります。
3. 活用できる資産（保険解約金、土地や車の売却代金など）は、生活費にあててください。
4. 自動車を持つことや、利用、借用、保管することは、原則として認められませんが、一定の場合に認められることもあります。
5. 借金をすることはできません。もし、借金をした場合は、収入と判断することがあります。年金を担保に借入をすることもできません。
6. 次のような場合は、わかったときにすみやかに届け出てください。
 - ・世帯の人数が変わるとき。（出生・死亡・転入・転出）
 - ・通院・入院・退院するときや通院先・入院先をかえるとき。
 - ・収入が増えたり、減ったりするとき。
 - ※ 収入とは働いて得た収入だけでなく、恩給・各種年金、各種手当、仕送り、たまたま入ってきたお金などで、世帯に入るすべての収入をいいます。
 - ・住所や家賃・地代が変わるとき。
 - ・仕事をはじめたり、かわったり、やめたりするとき。
 - ・そのほか生活の状況が変わるとき。
 - ・海外に行くとき
7. 生活の維持・向上および世帯が一日も早く自立できるよう、社会福祉課ではいろいろな指導・指示をいたします。
 - もし、この指導・指示に従わない場合には、保護の内容が変更されたり、受けられなくなること（停止・廃止）があります。

生活保護費の支給と返還・徴収

支 給

- ・ 支給日は毎月月初めとなります。
※ただし、月初めが土日祝日の場合や1月と4月は支給日が変更となります。
くわしくは地区担当員におたずねください。
- ・ 生活保護費の支給は、原則、銀行振込となります。
- ・ 例外的に窓口で生活保護費を受け取る場合は、午前10時30分から午後5時までにお越しください。
※仕事や通院でこの時間内に来所できない場合は、事前に連絡をしてください。

返 還

- ・ 収入が増えたり、家族の人数が減ったり、入院したりして生活保護費が払いすぎになってしまったときは、払いすぎたお金を返していただきます。
- ・ 資力がありながら保護を受けたときは、生活保護費を返還していただきます。たとえば、年金・手当てなどがさかのぼって支給されたときや、生命保険を解約したときなどです。

不正受給の費用徴収と罰則

- ・ 不正な方法で保護を受けたり、収入の申告をしなかったときは、不正受給として、すでに支給された生活保護費を返していただきます。
- ・ さらに、詐欺罪等により処罰（懲役または罰金）されることがあります。

不服があるとき

生活保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に対して不服があるときは、社会福祉課に申し出て説明を受けてください。

それでも納得いかない場合は、その決定のあったことを知った日の翌日からかぞえて3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

さらに、千葉県知事の裁決に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

※ 日本国籍のない方は、審査請求ができません。

病気やけがで病院等にかかりたいとき

- ・ 「傷病届」を提出してください。なお、はじめてかかる病院では、生活保護の指定病院かどうか、病院または地区担当員に確認してください。
- ・ 「医療券」を発行しますので、それを指定病院の窓口に提出してください。会社の保険証や自立支援医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、あわせて窓口に提出してください。
- ・ 急病、休日、夜間などのために「医療券」を持たないで病院等にかかった場合は、病院の窓口で生活保護を受けていることを説明し、なるべく早く来所するか連絡してください。
- ・ 時間外療養費など「医療券」の対象にならず、自己負担になる費用もあります。
- ・ 生活保護の指定病院ではない病院等に、やむを得ずかかったときやかかりたいときは、すみやかに、またはあらかじめ、必ず地区担当員に相談してください。
- ・ 転院は、原則として紹介状をもらって、あらかじめ必ず地区担当員に相談してください。
- ・ お子さんが修学旅行や林間・臨海学校などに参加するときは、「生活保護受給証明書」を発行しますので、保険証の代わりに持たせてあげてください。
- ・ 柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅうなどは、医師の指示がなければかかれない場合がありますので、あらかじめ必ず地区担当員に相談してください。
- ・ 会社の健康保険（国民健康保険以外の保険）に加入したり、ぬけたりした場合はすぐに届け出てください。
- ・ 同じ病気で2つ以上の病院にはかかれませんので、注意してください。（セカンドオピニオンはできません。）
- ・ 通院にあたり交通費がかかるときは、あらかじめ相談してください。
- ・ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断したときは、特別な事情がなければ後発医薬品を使用してください。

生活保護についていろいろ説明しましたが、これらのことをよく理解し、生活の維持、向上への努力を行ってください。

あなたの世帯が一日も早く自分たちの力で生活できるよう、できる限り援助いたしますので、困ったことやわからないことがありましたら、社会福祉課の地区担当員（ケースワーカー）やお住まいの地区の民生委員に遠慮なく相談してください。

あなたの世帯の地区担当員は
(ケースワーカー)

です。

あなたの地区の民生委員は

です。

——— 生活保護についてのお問合せ先 ———

成田市役所 福祉部 社会福祉課

住 所：〒286-8585 成田市花崎町 760

電 話：0476-20-1536(直通)・0476-22-1111 (代表)

F A X：0476-24-2367

メール：fukushi@city.narita.chiba.jp